

常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直しに係る学用品等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、常滑東小学校と常滑西小学校の学校規模の不均衡を是正する通学区域の見直しに伴い、常滑東小学校から常滑西小学校に転校することとなる児童の保護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 学用品等の支給対象者は、常滑東小学校から常滑西小学校に転校することとなる児童の保護者とする。

(支給の対象及び基準)

第3条 支給の対象となる学用品等及びその支給基準は、別表のとおりとする。

(学用品等の額)

第4条 学用品等は、予算で定める額の範囲内において支給する。

(学用品等支給申請)

第5条 学用品等の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、通学区域見直しに係る学用品等支給申請書（様式第1）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第6条 市長は、通学区域見直しに係る学用品等支給申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、通学区域見直しに係る学用品等支給決定通知書（様式第2）により申請者に通知し、学用品等を支給する。

(学用品等の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により学用品等の支給を受けた者がいるときは、その者が既に受けた学用品等の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

支給の対象	支給基準
転校に伴い必要となる体操服、通学用帽子、学用品等	(各品目について、各児童1回限り) 体操服（長袖又は半袖） 1着 ワッペン 必要数 通学用帽子 1個 鍵盤ハーモニカマウスピース 1個 算数セット 1式

様式第1 (第5条関係)

通学区域見直しに係る学用品等支給申請書

平成 年 月 日

常滑市長 殿

申請者住所

(フリガナ)

申請者氏名

印

電話番号

常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直しに係る学用品等として、下記のとおり支給されるよう申請いたします。

記

No (フリガナ) 児童氏名	生 年 月 日	性 別	続 柄	平成 年度 学 年	
No	平成 年 月 日	男・女		学年	
住 所	常滑市				
体操服	サイズ区分	該当欄○	サイズ区分	該当欄○	備考 サイズ確認は、カキタ呉服、両口屋常滑店、水上屋、丸越洋服店の常滑地区学生服組合でお願いいたします。
	120cm		L (170 cm)		
	130cm		2 L (175 cm)		
	140cm		半袖・長袖区分	該当欄○	
	150cm		半袖		
	S (160 cm)		長袖		
通学用帽子等	M (165 cm)		ワッペン	枚	
	帽子サイズ区分	該当欄○	鍵盤ハーモニカ	該当欄○	
	M (54 cm)		マウスピース		
	L (56 cm)		算数セット		
2 L (58 cm)					

※ 別紙に記載例があります。

きりとり

本人控え

住所

氏名

No	学年 児童名	体操服	ワッペン	帽子	鍵盤ハーモニカ	算数セット
		サイズ 半・長	枚	サイズ	該当は○	該当は○

様式第2(第6条関係)

通学区域見直しに係る学用品等支給決定通知書

常教学第 号
平成 年 月 日

様
()

常滑市長 片岡憲彦 印

平成 年 月 日付で申請がありました通学区域見直しに係る学用品等の支給について、下記のとおり支給することを決定しましたので、常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直しに係る学用品等支給要綱第6条の規定により、通知いたします。

記

支給品の名称	常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域見直しに係る学用品等
交付決定	体操服 ワッポン 通学用帽子 鍵盤ハーモニカマウスピース 算数セット